

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく  
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について

(平成20年11月10日～12月9日(トウモロコシ1件、ワタ1件、カーネーション1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成20年11月10日(木)～12月9日(火)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数 4通

整理した意見数 6件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成20年11月10日～12月9日 (トウモロコシ1件、ワタ1件、カーネーション1件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数	
1	<p>遺伝子組換トウモロコシに係る学識経験者の意見について</p> <p><u>資料4の学識経験者の意見の1頁から2頁にかけての「なお、本組換えトウモロコシの花粉による非標的チョウ目昆虫種への影響が懸念されるが、本組換えトウモロコシの栽培ほ場周辺に局所的に生育しているとは考えにくいことから、個体群レベルで影響を受ける可能性は極めて低いと考えられる。」について、局所繁殖集団がたまたま当該トウモロコシ花粉の影響を受けて全滅することも考えられるので、アンダーライン部分は削除するべきではないか。</u></p>	<p>生物多様性影響評価検討会において、「非標的チョウ目昆虫への影響」について検討した結果、トウモロコシほ場からの距離と周辺に育成する植物の葉に実際に堆積する花粉量を調査した結果から、トウモロコシほ場周辺に堆積する花粉量は、トウモロコシほ場から10m以上離れると極めて低くなると考えられました（資料1の18ページ25行目～19ページ6行目を参照）。</p> <p>また、非標的チョウ目昆虫は本組換えトウモロコシが栽培されるほ場やその近辺のみを主な生育域とはしておらず、開花期に局所的に存在する可能性は極めて小さいと考えられます。</p> <p>したがって、非標的チョウ目昆虫が仮にほ場近くに飛来したとしても、非標的チョウ目昆虫の死亡率が上がったり、個体群レベルで影響を受ける可能性は極めて低いと判断したことから、下線部分の削除は不要であると考えています。</p> <p>今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。</p>	1	
2	土壤微生物相への影響について	<p>土壤微生物相への影響について、糸状菌数、細菌数及び放線菌数を計測するのみでなく、より広範な土壤微生物への影響について調べるべきではないか。</p>	<p>土壤微生物相への影響に関する調査については、本組換え農作物を栽培した際の有害物質の產生性を調べる項目のひとつとして、根から分泌され土壤微生物に影響を与えるものの產生性について試験が行われております。具体的には、糸状菌数、細菌数及び放線菌数を土壤微生物相への影響の指標として計測し、評価を行っています。</p> <p>このため、より広範な土壤微生物への影響について調べるべきというご指摘については、土壤微生物相への影響を計る指標に大きな変化がないことから、生物多様性影響の観点からは、土壤微生物相について、より詳細な調査を行う必要はないと考えています。</p> <p>また、諸外国の研究により、生物多様性影響の観点から、害虫抵抗性作物の土壤微生物相に対する安全性を確認する科学的知見も蓄積されて</p>	1

			<p>いるところです。 なお、今後新たな知見が見つかった場合には、評価項目を適宜見直すこととしています。</p>	
3	他の作物との交雑について	遺伝子組換えのワタ、カーネーションの花粉が、食用となる他の作物に受粉する可能性があることから、第一種使用承認は行うべきでない。	<p>今回の遺伝子組換えワタは、第一種使用規程の栽培に係る申請・承認がなされておらず国内で栽培することはできないこと（資料2の1ページ参照）、国内において越冬し繁殖することは困難であることから、生育し受粉する可能性はほとんどありません。</p> <p>また、カーネーションについては、遺伝子組換え作物、非遺伝子組換え作物に関わらず、食用となる他の作物に受粉し、交雑することはないことが知られています。特に、当該遺伝子組換えカーネーションについては、雄しべの生育が不完全で、花粉は認められなかつたことが報告されています（資料3の9ページの8行目～10行目参照）。</p>	1
4	遺伝子組換え生物等の安全性について	人為的に遺伝子を操作することは人間の計り知れない未知の部分にも影響が出てくる危険性をはらんでいると思うので、遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認は行うべきでない。	<p>ご指摘のとおり、遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な手段となる可能性を秘めていますが、当該技術を利用してつくられる生物の中には、食品・飼料としての利用や環境に悪影響を及ぼす可能性を持つものもあると考えられています。</p> <p>このため、我が国において、遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ①食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法、②飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法、③生物多様性の確保に関しては遺伝子組換え生物等の使用等に規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、それぞれ科学的な評価が行われた上で、使用等の可否が判断されています。</p> <p>また、遺伝子組換え技術そのものが比較的新しい技術であることから、カルタヘナ法においては、第一種使用規程の承認日以降に、科学的な知見の充実などにより生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合は、当該第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとされているところです（法第7条）。</p> <p>このため、第一種使用規程の承認の際は、カルタヘナ法に基づき、申請者に対して承認に係る遺伝子組換え農作物の国内における使用等の状況、使用等により生ずる影響に関する新たな情報の提供を求めるとともに、農林水産省及び環境省をはじめ国の関係機関においては、科学的知見の充実を図るために、情報の収集等に努めているところです。</p>	1

5	遺伝子組換え生物等の安全性に関する情報発信について	<p>遺伝子組換え生物の使用に関しては、安全性を厳正に評価した上で使用を拡大していくことが望ましいと考えるが、そのためには、一般市民に対する組換え体の安全性に関する情報発信が積極的に行われ、遺伝子組換え技術に対する心理的嫌悪感が取り除かれるこことを期待する。</p>	<p>遺伝子組換え生物の使用等については、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（アドレス：<a href="http://www.bch.biodic.go.jp/">http://www.bch.biodic.go.jp/</a>）や農林水産省ホームページ（アドレス：<a href="http://www.maff.go.jp/carta/index.htm">http://www.maff.go.jp/carta/index.htm</a>）において、カルタヘナ法に基づく規制の内容や、我が国で使用等が承認された遺伝子組換え生物等について、情報提供を行っています。</p> <p>また、遺伝子組換えに関する国民との意見交換（コミュニケーション会合等）については、別途公開で開催されており、開催のお知らせや意見交換の概要がバイテクコミュニケーションハウス（アドレス：<a href="http://www.biotech-house.jp/">http://www.biotech-house.jp/</a>）から情報提供が行われています。</p> <p>このほか、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省などにおいても、ホームページ等を通じて遺伝子組換え技術や安全性などに関する情報提供が行われておりますので、ご覧いただければと思います。</p>	1
6	遺伝子組換え作物の食品としての安全性について	<p>遺伝子組換えの食材は、長い食経験に基づかないことから、どのような影響が出るか不安があるため、遺伝子組換え作物の第一種使用承認は行うべきでない。</p>	<p>食品の安全性については、食品衛生法に基づき厚生労働省において、別途、審査されています。なお、これまでに食品としての安全性が確認された遺伝子組換え食品及び添加物については、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご参照いただければと思います（アドレス：<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/">http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/</a>）。</p> <p>今回パブリックコメントを行った遺伝子組換えトウモロコシ及び遺伝子組換えワタについては、現時点では食品としての安全性の審査を終了していませんが、カルタヘナ法の第一種使用等の承認は、食品の安全性確認との整合性を考慮して行うこととしています（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項（平成十五年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号）第1の(2)のニ）。</p>	2